

第2号議案

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則  
 校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の  
 一部を次のように改正する。  
 様式第一号中

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書

を

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書	職						
	員						
	番						
	号						

に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年教育委員会規則第九号）新旧対照表

改正案

第一条から第五条まで（略）

様式第1号

職員番号

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書									
出願区分					※ 受験番号				
ふりがな	男・女		写 真 上半身、正面、 脱帽で3か月 以内に撮影し たもの (4.5cm×3.5cm)						
氏名									
生年月日	年	月	日生(才)						
本籍地									
現住所									
居住地									
学歴	大学	学部	年	月卒業					
	大学院		年	月修了					
免状	免状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限							
		年	月	日					
		年	月	日					
研究科目									
特 技									
勤務先 (職名まで)									

(注) 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 出願区分の欄には、校長、副校長、教頭又は主幹教諭のいずれかを記入すること。

以下略

現行

第一条から第五条まで（略）

様式第1号

宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書									
出願区分					※ 受験番号				
ふりがな	男・女		写 真 上半身、正面、 脱帽で3か月 以内に撮影し たもの (4.5cm×3.5cm)						
氏名									
生年月日	年	月	日生(才)						
本籍地									
現住所									
居住地									
学歴	大学	学部	年	月卒業					
	大学院		年	月修了					
免状	免状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限							
		年	月	日					
		年	月	日					
研究科目									
特 技									
勤務先 (職名まで)									

(注) 1 ※印の欄は記入しないこと。

2 出願区分の欄には、校長、副校長、教頭又は主幹教諭のいずれかを記入すること。

以下略

備考

職員番号を追加

## 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

管理職選考の事務手続を正確かつ迅速に行うため。

### 2 改正内容

様式第1号（宮城県公立学校校長・副校長・教頭・主幹教諭採用願書）に職員番号の記入欄を新たに加えるもの。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

第3号議案

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）  
の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「任命された者」を「任命されたことのある者」に改め、同項第一号を次のように  
改める。

一 教育長の職又は職制上これを直接補佐する職その他これに準ずる職にある者

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条（略） （免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、宮城県内の公立学校の教育職員（法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命されたことのある者のうち、宮城県内の教育委員会の職員となっているものであって、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 教育長の職又は職制上これを直接補佐する職その他これに準ずる職にある者</p> <p>二 五（略）</p> <p>第三条（略）</p> <p>第十一条（略）</p>	<p>第一条（略） （免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、宮城県内の公立学校の教育職員（法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）として任命された者のうち、宮城県内の教育委員会の職員となっているものであって、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 教育長又は教育次長の職にある者</p> <p>二 五（略）</p> <p>第三条（略）</p> <p>第十一条（略）</p>	<p>表現の適正化を行うもの。 職名変更によるもの。</p>

## 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）が令和3年4月1日に改正され、職制が変更されることに伴い改正するもの。

### 2 改正内容

第2条第1項第1号の「教育次長の職にある者」を「職制上これを直接補佐する職その他これに準ずる職にある者」に改めるもの。併せて同条第1項の「任命された者」を「任命されたことのある者」に改め、表現の適正化を行うもの。

### 3 施行期日

令和3年4月1日



第 4 号議案

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部  
改正について

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和 3 2 年宮城県教育委員会規則第 1 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（初任給の決定の特例）

第三条の二 新たに給料表の適用を受ける職員のうち宮城丸に乗り組む者（以下「船員」という。）の号俸は、別表第二により決定する。

（給料の調整額）

第三条の三 給料の調整を行う職は、船員の職とする。

2 給料の調整額は、船員の職務の級に応じて規程別表第五の二に掲げる調整基本額（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に一・五を乗じて得た額（その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額）とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条の二関係）

学歴	初任給
高校卒	一級三十三号俸から二級三十六号俸まで

中学卒

一級十七号俸から二級二十号俸まで

備考

初任給は、他の職員との均衡を考慮して本表の号俸の範囲内で決定するものとする。ただし、その号俸によることが著しく不相当と認められたときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間における改正後の宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（以下「改正後規則」という。）

（別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十五号俸から二級二十八号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級九号俸から二級十二号俸まで」と読み替えるものとする。

3 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十七号俸から二級三十号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十一号俸から二級十四号俸まで」と読み替えるものとする。

4 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用

については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十九号俸から二級三十二号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十三号俸から二級十六号俸まで」と読み替えるものとする。

5 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級三十一号俸から二級三十四号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十五号俸から二級十八号俸まで」と読み替えるものとする。

宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（昭和三十三年宮城県教育委員会規則第十一号）新旧対照表		
改 正 後	改 正 前	備考
<p>第一条 略</p> <p>第二条 略</p> <p>2 職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定めるとおりとする。</p> <p>第三条 略</p> <p>（初任給の決定の特例）</p> <p>第三条の二 新たに給料表の適用を受ける職員のうち宮城丸に乗り組む者（以下「船員」という。）の号俸は、別表第二により決定する。</p> <p>（給料の調整額）</p> <p>第三条の三 給料の調整を行う職は、船員の職とする。</p> <p>2 給料の調整額は、船員の職務の級に応じて規程別表第五の二に掲げる調整基本額（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に一・五を乗じて得た額（その額が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額）とする。</p> <p>第四条及び第五条 略</p> <p>別表第一（第二条関係）略</p>	<p>第一条 略</p> <p>（給料表）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>（職員の職務の級）</p> <p>第三条 略</p>	<p>規則中に表を設けるとに係る規定の整備</p> <p>宮城丸の船員に係る初任給基準の特例を設けるもの。</p> <p>給料の調整額を支給するための規定を設けるもの。</p>
<p>第四条及び第五条 略</p> <p>別表（第二条関係）略</p>	<p>第四条及び第五条 略</p> <p>別表（第二条関係）略</p>	

別表第二（第三の二条関係）

学歴	初任給
高校卒	一級三十三号俸から二級三十六号俸まで
中学卒	一級十七号俸から二級二十号俸まで

備考

初任給は、他の職員との均衡を考慮して本表の号俸の範囲内で決定するものとする。ただし、その号俸によることが著しく不相当と認められたときは、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間における改正後の宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十五号俸から二級二十八号俸まで」と、「二級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級九号俸から二級十二号俸まで」と読み替えるものとする。

3 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは「一級二十七号俸から二級三十号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十一号俸から二級十四号俸まで」と読み替えるものとする。

4 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは、「一級二十九号俸から二級三十二号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十三号俸から二級十六号俸まで」と読み替えるものとする。

5 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における改正後規則別表第二の規定の適用については、同表初任給の欄中「一級三十三号俸から二級三十六号俸まで」とあるのは、「一級三十一号俸から二級三十四号俸まで」と、「一級十七号俸から二級二十号俸まで」とあるのは「一級十五号俸から二級十八号俸まで」と読み替えるものとする。

宮城丸の船員に係る初任給基準の特例となる級・号俸を定める表を設ける。

## 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の 給与に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

本県の船舶に乗り組む職員（以下、「船員」という。）に係る給与水準が、他の都道府県の比べて低いことから、宮城丸に乗船する船員の給与条件の改善を行うもの。

### 2 改正内容

以下の給与条件の改善を行うための規定の整備

- ・ 初任給基準の改善（5年間で11,900円（中卒）・16,400円（高卒）の増）
- ・ 給料の調整額の支給（給料と併せて、月9,150円～14,700円支給）

### 3 施行期日

令和3年4月1日

第5号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和36年宮城県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代



宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「出発地、帰着地又は目的地が次に掲げる地域のいずれかに存する場合であつて、」を削り、「古川駅」を「白石蔵王駅、古川駅」に改め、同号イから八までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則（昭和三十六年宮城県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>第一条～第三条の二 略</p> <p>第四条 条例第七条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く。以下同じ。）であり、かつ、当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅（以下単に「仙台駅」という。）が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長（本庁にあつては所属の課長（室長を含む。）、地方機関及び教育機関にあつては当該機関の長、市町村立学校にあつては当該学校を所管する教育事務所の所長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社白石蔵王駅、古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</p> <p>二 略</p>	<p>第一条～第三条の二 略</p> <p>（旅費の計算の特例）</p> <p>第四条 条例第七条ただし書の公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 出発地、帰着地又は目的地が次に掲げる地域のいずれかに存する場合であつて、最も経済的な通常の経路及び方法が鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（以下単に「新幹線鉄道」という。）を除く。以下同じ。）であり、かつ、当該経路上に東日本旅客鉄道株式会社仙台駅（以下単に「仙台駅」という。）が含まれる旅行区間において旅行を行う場合で、所属長（本庁にあつては所属の課長（室長を含む。）、地方機関及び教育機関にあつては当該機関の長、市町村立学校にあつては当該学校を所管する教育事務所の所長をいう。以下同じ。）が、当該旅行の日程等を考慮して、東日本旅客鉄道株式会社 古川駅、くりこま高原駅又は一ノ関駅と仙台駅との間において新幹線鉄道を利用することが必要であると認めるとき。</p> <p>イ 大崎以西等地域（宮城県大崎市（平成十八年三月三十日における旧志田郡松山町及び鹿島台町並びに旧遠田郡田尻町を除く。）、加美郡及び平成十七年三月三十一日における旧栗原郡高清水町の存する地域をいう。）</p> <p>ロ 栗原市内地域（宮城県栗原市（平成十七年三月三十一日における旧栗原郡高清水町及び瀬峰町を除く。）の存する地域をいう。）</p> <p>ハ 気仙沼市内地域（宮城県気仙沼市の存する地域をいう。）</p> <p>二 略</p>	<p>県内において新幹線を利用することができる範囲を拡大する。</p>

三略  
2略

第五条以降略

三略  
2略

第五条以降略

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の規定は、この規則の施行日以後出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の 支給規則の一部改正についての概要

### 1 改正理由

公務運営の効率的運用を図るため、出張において県内で新幹線を利用することができる範囲を拡大するもの。

### 2 改正内容

規則第4条第1号中の新幹線を利用可能とする市町村要件を削除する。

### 3 施行期日

令和3年4月1日

第7号議案

宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則の廃止について

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和57年宮城県教育委員会規則第7号）及び総合運動場条例施行規則（平成17年宮城県教育委員会規則第21号）は廃止する。

令和3年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

宮城県ライフル射撃場管理規則及び総合運動場条例施行規則を廃止する規則

宮城県ライフル射撃場管理規則（昭和五十七年宮城県教育委員会規則第七号）及び総合運動場条例施行規則

（平成十七年宮城県教育委員会規則第二十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

## 宮城県ライフル射撃場管理規則及び 総合運動場条例施行規則の廃止の概要

### 1 廃止理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例が制定されたことにより、スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)が、教育委員会から知事部局へ移管されることとなった。

これに伴い、ライフル射撃場条例及び総合運動場条例が知事部局に移管されるため、関係する規則を廃止するもの。

### 2 施行期日

令和3年4月1日

第 9 号議案

自然の家管理規則の一部改正について

自然の家管理規則（平成 17 年宮城県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 3 月 25 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代



自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

第九条中「第六条第五項」を「第六条第三項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に改める。

第十条中「様式第五号」を「様式第四号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

自然の家使用許可申請書

年 月 日

宮城県

自然の家所長 殿

申請者 住所  
氏名又は名称  
〔法人その他の団体にあっては、  
代表者の氏名〕  
電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

行事名称		連絡先	氏名	
使用の目的			電話番号	
			FAX番号	
			E-mail	
使用しようとする人		使用しようとする時	年 月 日 時 分から	
			年 月 日 時 分まで	

区分	中学生及びこれに準ずる者以下		高校生及びこれに準ずる者		学習活動等の引率		一般（大学生を含む。）		計		※使用料
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿泊室											円
テントサイト											円
山小屋											円
コテージ											円
研修室等	研修室										円
	オリエンテーション室										円
	プレイルーム										円
	音楽室										円
	会議室										円
	コテージ										円
体育館											円
野外炊飯施設											円
運動場											円
その他											円
備考											

(注) ※印の欄は記入しないでください。

第 年 月 号  
日

殿

宮城県 自然の家所長

年 月 日付で申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称		連絡先	氏名	
使用目的			電話番号	
			FAX番号	
			E-mail	
使用しようとする人		使用しようとする日	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	

区分	中学生及び 小学生以下		高校生及び 中学生		学習活動の 参加者		一般 (大学生を含む。)		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宿泊室										
テントサイト										
山小屋										
コテージ										
研修室等	研修室									
	オリエンテーション室									
	プレイルーム									
	音楽室									
	会議室									
	コテージ									
体育館										
野外炊飯施設										
運動場										
その他										

様式第二号を次のように改める。

様式第三号を削る。

様式第四号中「~~様式第4号~~」を「~~様式第3号~~」に改め、同様式を様式第三号とする。

様式第五号中「~~様式第5号~~」を「~~様式第4号~~」に改め、同様式を様式第四号とする。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条～第七条 略</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第八条 条例第六条第二項ただし書の別に定める方法は、現金により納入する方法とする。</p> <p>（使用料の返還）</p> <p>第九条 条例第六条第三項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（様式第三号）を所長に提出するものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第十条 条例第七条第一項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書（様式第四号）を所長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>第十一条 略</p>	<p>第一条～第七条 略</p> <p>（使用料の納入）</p> <p>第八条 条例第六条第二項ただし書の別に定める方法は、現金により納入する方法とする。</p> <p>2  条例第六条第三項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、使用料後納申請書（様式第三号）を所長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>（使用料の返還）</p> <p>第九条 条例第六条第五項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書（様式第四号）を所長に提出するものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第十条 条例第七条第一項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書（様式第五号）を所長に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>第十一条 略</p>	<p>○ 削除</p> <p>○ 号ずれの解消</p> <p>○ 号ずれの解消</p>

改正後

現行

備考

様式第一号

様式第一号

様式第一号 (第5条関係)

自然の家使用許可申請書

年 月 日

宮城県

自然の家所長 殿

宮城県

自然の家所長 殿

年 月 日

申請者 住所  
氏名又は名称  
〔法人その他の団体にあっては、  
代表者の氏名  
電話番号〕

申請者 住所  
氏名又は名称  
〔法人その他の団体にあっては、  
代表者の氏名  
電話番号〕

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

記

行事名称		氏名	
使用目的		電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
使用する人員		使用する時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

行事名称		氏名	
使用目的		電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
使用する人員		使用する時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

区分	中学生及び高校生 がこれに並びこれに 等する者以下						高校生及び学習活動 の(大学生を) 含む者						計	※使用料
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
宿泊室														円
テントサイト														円
山小屋														円
コテージ														円
研修室														円
ボリエブテラジヨシ室														円
ボリエブテラジヨシ室														円
ボリエブテラジヨシ室														円
音楽室														円
音楽室														円
音楽室														円
会議室														円
コテージ														円
体育館														円
野外炊飯施設														円
運動場														円
その他														円

区分	中学生及び高校生 がこれに並びこれに 等する者以下						高校生及び学習活動 の(大学生を) 含む者						計	※使用料
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
宿泊室														円
テントサイト														円
山小屋														円
コテージ														円
研修室														円
ボリエブテラジヨシ室														円
ボリエブテラジヨシ室														円
ボリエブテラジヨシ室														円
音楽室														円
音楽室														円
音楽室														円
会議室														円
コテージ														円
体育館														円
野外炊飯施設														円
運動場														円
その他														円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

(注) ※印の欄は記入しないでください。

○項目の追加

○文言の整理

改正後

様式第二号

様式第2号 (第5条関係)

自然の家使用許可書

第 年 月 日 号  
殿  
宮城県 自然の家所長

年 月 日付にて申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称		氏名	
使用目的	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	
使用しようとする人員	使用しようとする時間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで

区分	中学生及び高校生以下		高校生及び大学生		一般(大学生を含む。)		計
	男	女	男	女	男	女	
宿泊室							
テントサイト							
山小屋							
研修室							
研究センター							
音楽室							
会議室							
体育館							
野外炊飯施設							
運動場							
その他							

現行

様式第二号

様式第2号 (第5条関係)

自然の家使用許可書

第 年 月 日 号  
殿  
宮城県 自然の家所長

年 月 日付にて申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称		氏名	
使用目的	連絡先	電話番号	
		FAX番号	
使用しようとする人員	使用しようとする時間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで

区分	中学生及び高校生以下		高校生及び大学生		一般(大学生を含む。)		計
	男	女	男	女	男	女	
宿泊室							
テントサイト							
山小屋							
研修室							
研究センター							
音楽室							
会議室							
体育館							
野外炊飯施設							
運動場							
その他							

備考

○項目の追加

○文言の整理

改 正 後

現 行

備 考

(削除)

様式第三号

○削除

様式第三号 (第8条関係)

自然の家使用料後納申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 豊

申請者 住所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、代表者の氏名)

電話番号

下部のとおり使用料の後納を承認されるよう申請します。

記

使用許可の年月日及び許可の番号

年 月 日 第 号

使用料を前納できない理由

価

差

※ 決 定

(注) ※印の欄は記入しないください。



改正後

様式第二号

様式第3号 (第9条関係)

自然の家使用料返還申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所  
氏名又は名称  
(法人その他の団体にあっては、代表者の氏名)  
電話番号

下記のとおり使用料を返還されるよう申請します。

記

使用許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
既納使用料の納入年月日及び番号	年 月 日 第 号
返還を受けようとする理由	

※ 決	調定額	円
	返還額	円
	返還後の金額	円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

現行

様式第四号

様式第4号 (第9条関係)

自然の家使用料返還申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所  
氏名又は名称  
(法人その他の団体にあっては、代表者の氏名)  
電話番号

下記のとおり使用料を返還されるよう申請します。

記

使用許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
既納使用料の納入年月日及び番号	年 月 日 第 号
返還を受けようとする理由	

※ 決	調定額	円
	返還額	円
	返還後の金額	円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

備考

○号ずれの解消

改正後

様式第四号

様式第4号 (第10条関係)

自然の家使用料減免申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所  
氏名又は名称  
(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)  
電話番号

下記のとおり使用料の全部（一部）を免除されるよう申請します。  
記

使用許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
--------------------	-----------

減免を受けようとする理由	
--------------	--

既定使用料	円
※ 免除除額	円 (免除する割合 割) 条例第7条第1項第 号該当
決定徴収すべき額	円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

現行

様式第五号

様式第5号 (第10条関係)

自然の家使用料減免申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所  
氏名又は名称  
(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)  
電話番号

下記のとおり使用料の全部（一部）を免除されるよう申請します。  
記

使用許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 第 号
--------------------	-----------

減免を受けようとする理由	
--------------	--

既定使用料	円
※ 免除除額	円 (免除する割合 割) 条例第7条第1項第 号該当
決定徴収すべき額	円

(注) ※印の欄は記入しないでください。

備考

○号ずれの解消

## 自然の家管理規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

自然の家条例（昭和50年宮城県条例第46号）において、使用料の納入時期に関する規定が改正されたことに伴い、自然の家管理規則における関連規定を整理するもの。

### 2 改正内容

使用者による自然の家使用料の納入時期について、自然の家条例において、これまで「使用しようとする日までに前納」と定められていた規定が、「使用した日から30日以内の納入」（後納）と改正されたことに伴い、自然の家管理規則において前納を前提として定められている規定及び様式を削除するもの。

また、その他所要の文言整理を行うもの。

【改正：第8条，第9条，第10条，様式第1号（第5条関係），様式第2号（第5条関係），  
様式第4号（第9条関係），及び様式第5号（第10条関係）関係】

【削除：様式第3号（第8条関係）関係】

### 3 施行期日

令和3年4月1日

第13号議案

宮城県文化財保存活用大綱について

宮城県文化財保存活用大綱について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の2第1項の規定により、別冊のとおり策定する。

令和3年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

## 宮城県文化財保存活用大綱について

### 1 策定の背景

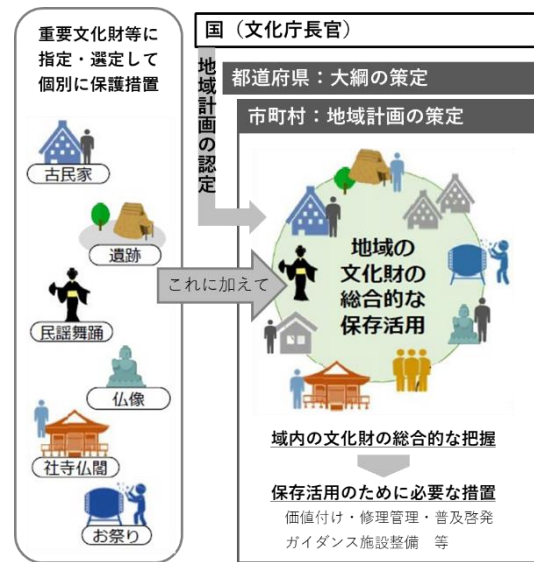
- 文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共有の財産である。
- 過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の継承の基盤であるコミュニティーが脆弱化し、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっている。また、地域活性化に活用できる資源として、文化財に求める期待も高まっている。

未指定の文化財を含めた有形・無形の文化財をまちづくり等の地域活性化に活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総掛かりで文化財の継承と活用に取り組むことを目的として、平成30年6月に文化財保護法が一部改正（平成31年4月施行）

改正文化財保護法では、都道府県による域内の文化財の総合的保存活用にかかる「大綱」策定、市町村による都道府県の大綱を踏まえての同保存活用にかかる「地域計画」策定が明記された。

**大綱**：都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方針を明示するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの

**地域計画**：大綱を勘案しつつ、市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、市町村における文化財の保存・活用に関するアクションプラン



県教育委員会における文化財の保存と活用の基本的な方針を明示するため、また市町村による地域計画策定を確実に推進するため、宮城県文化財保存活用大綱を策定。

### 2 大綱の内容

宮城県文化財保存活用大綱の概要 [A 3版]、宮城県文化財保存活用大綱 [冊子]のとおり。

### 3 策定の経過

令和元年度	令和2年度
8月 教育長から文化財保護審議会へ諮問	9月 文化財保護審議会（枠組と素案の審議）
9月 文化財保護審議会（骨子の審議）	市町村教育委員会へ意見照会
3月 市町村教育委員会へアンケート調査	11月 文化財保護審議会（案の審議）
	12月～1月 パブリックコメント実施
	2月 文化財保護審議会（最終案審議）
	文化財保護審議会から教育長へ答申
	3月 大綱策定

大綱策定の背景と目的

文化財は、私たちの先祖が大切に守り伝えてきたものであり、私たちが私たちの子孫に引き継いでいかなければならないもの。



文化財を「地域の個性」として適切に理解し、活用し、継承することは、新しい時代を創造することにもつながる。

しかし...

人口減少や少子高齢化により、一部の指定等文化財において継承基盤の脆弱化が認められ、さらには未指定の文化財や文化環境は失われつつあり、地域の歴史環境は痩せ細りをみせているところもある。

よって...

これまでの文化財の保存と活用の取り組みのなかで課題、東日本大震災等による文化財を取り巻く状況の変化等を踏まえ、中長期的観点からの文化財保護方針を策定。

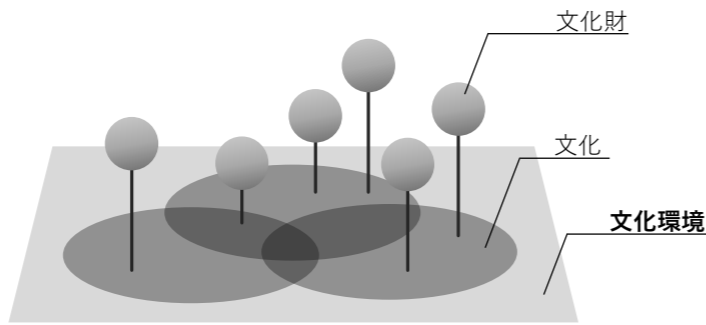
本大綱で対象とするもの

◆文化財

文化財保護法で規定する文化財のほか、宮城県にとって歴史的価値を有し、かつ次世代に継承すべきものも同等に取り扱う。

◆文化環境

文化財単体のみならず、地域が文化財と有機的な関係を築く場を、本大綱では「文化環境」と定義。文化財が周辺環境・文化とともに成り立っていること強く訴える。



文化環境の概念図

文化財の保存・活用に関する現状と課題

「文化財保護制度と指定等文化財」「文化財の保存・活用体制」「文化財の調査」「文化財の管理・防災」「文化財の保存・継承」「文化財の活用・普及啓発」6つの観点で整理

主な課題

① 人材の不足、体制の未整備

すべての観点において確認される課題。本格的な人口減少時代に備え、地域社会のなかで文化財をどのような体制にて守り続けるかを検討する必要がある。

② 文化財に対する理解不足

地域への誇りと愛着を育む上で重要な役割を担っているはずの文化財が、地域住民の間で十分に認知・共有されていない。

③ 社会・経済活動からの放置

地域の社会・経済活動から文化財が置き去りにされており、持続可能な保存活用が見込めない。ゆえに予算も確保できない。

+α 平時の延長としての防災

防災の必要性は理解しつつも平時の体制整備・理解促進・保存活用の延長上に災害時の対応があることが徹底されていない。

基本理念

持続的な文化環境の維持と創出  
— 知って、活かして、伝える文化財 —

文化財保存活用推進の視点

① 人口減少社会における文化財

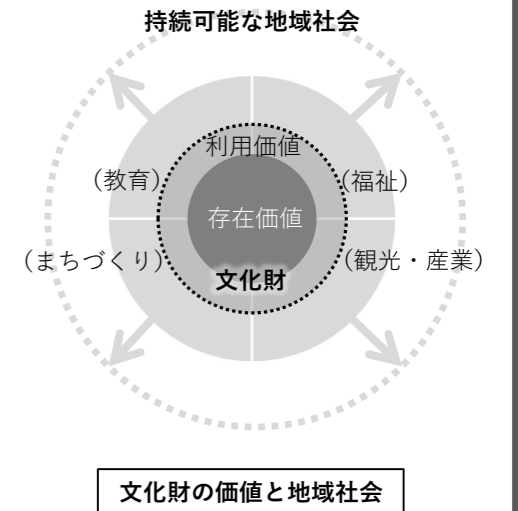
地域の価値観や生活スタイルに寄り添った文化財の保存・活用の積み上げが、人口減少社会に対応する力になる。

② 文化財の「存在価値」と「利用価値」

これまで守ってきた文化財の普遍的な価値（存在価値）だけでなく、今後は多様な活用に資する「利用価値」も広義の価値と認識し、地域社会とのつながりを保っていく必要がある。

③ 文化財と関連分野との境域にある可能性

特に「利用価値」は、関連分野との境域に存在する。そこにある職能や人材を意識的に発掘するため、関係機関等との緊密な連携強化が重要である。



基本方針と施策展開

方針1 文化財を守り育む土台をつくる

《地域で支える仕組みづくり》《文化財専門職員の継続的な確保と育成》《適材適所の人材支援》《関係機関との連携強化》《社会変化などに応じた条例改正》《市町村地域計画などの策定促進》《文化財関連計画の策定促進及び策定への参画》

方針2 文化財を適切に理解する

《多様な視点を踏まえた文化財調査の実施》《文化財の網羅的な調査・把握》《個別文化財の調査の充実》《的確な指定等の推進》《各文化財保存活用計画などの策定促進》《文化財の継続的な状況把握》《関連部局との連携による文化財の面的な把握》

方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む

《社会活動・生涯学習と連動した保存継承機会の創出》《教育的意義を明確にした学校教育との連携》《保存・活用にかかる資金の確保》《行政所有文化財及び収蔵展示施設の模範的な保存・活用》《普及・活用手法の創出》《適切な修理・管理・保全の促進とそれら技術・技能の向上》《周辺環境も含めた文化継承プログラムの構築》

方針4 文化財の災害対応力を高める

《リスクの把握》《防災・減災の方針整備と体制整備》《防災意識向上に向けたソフト整備》《防災設備をはじめとする予防策の充実》《初動体制の整備》《災害遺産の発掘》

基本理念の実現！